



選ばれる会社になる為に

コロナウイルスはデルタ株による第5派の波が収まり、日々の感染者が一桁となっていますが、ドイツ型など新たな株が国内に入って来たら、第6派の波が来るように考えられているようで、今年の忘年会は見送る企業が8割近くです。

今回の事態を教訓により強い企業になる為に、対策を練る事も一つ良い事だと思います。

国の認定制度「事業継続力強化計画」をご存知ですか？

経済産業省

「事業継続力強化計画」というと聞きなれない言葉ですが、中小企業等経営強化法を根拠に、中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度で、認定を受けた中小企業は、税制措置や補助金の加点などの支援策を活用可能で、中小企業の自立を促すために今後より多くのメリットを施作として打ち出されることが予測されております。



事前災害だけではなく、感染症・サイバーリスク、事前災害以外も対象に

計画対象は、下記の項目が主な危険ですが、業種ごとに影響を受けやすい分野や度合いも違うため、個社に合わせた事業計画の策定が有効性を保つコツです。

- ◆ 自然災害 … 地震・津波・台風・ゲリラ豪雨など
- ◆ 感染症 … 新型コロナウイルスやインフルエンザの大流行
- ◆ 金融不安 … リーマン・ショック等のような信用不安からくる景気の悪化
- ◆ 電子情報 … 社員による情報漏えい、サイバー攻撃、停電によるPC使用不能など



併せて自社のサプライチェーンにおいても各取引先が同様に、事業の継続を意識した計画を作成・実行する事で、生産材の供給停止による、自社の操業停止も最小限にとどめる事が可能です。



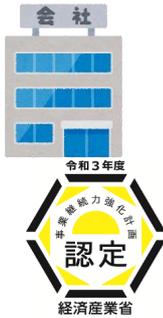
以前より、BCP（ビジネス・コンティニュー・プラン=事業継続計画）作成は経営革新支援機関などを通じて、アナウンスされておりましたが、今回は国がプランを作成した企業に“信用力の向上のお墨付きを与える”という側面があります。

A社とB社があり取引を始めるに当たり、ほぼ同条件で迷うような場面で、もし一方の会社が「事業継続力の強化計画」を取得していたら、取得している会社の方が供給に対する安心感を受ける事が出来き、そちらの会社を選びませんか？



また、採用面でも応募する学生の立場で見た場合、「事業継続力強化計画」「健康経営」等、しっかり受けている企業には、取得していない企業と比べて安心感を持つことが推測されますよね。特に現在は愛知県も人手不足状態が続いており、どう選ばれるか？工夫が必要です。

今後、取引先からも要請される可能性もあります。



大手のサプライヤー等は、従来からBCP策定やPL保険への加入を取引の条件としていたことが多かったですが、今回の「事業継続力強化計画」認定制度で経済産業大臣が一定のお墨付きを与える事により、より客観的な基準として、今後さらに活用される事が考えられます。

必要になるかも知れないものは、あらかじめ準備しておくといざという時に慌てなくて済みますよね。

感染症やサイバー攻撃に対するBCP項目も有効

今回の新型コロナウイルス大流行により、社内で感染症が起きた場合の対応基準の策定、多能工化によるリスクの分散や、テレワークなどによる空間の分散など、感染症に関する備えの基本形も見えてきました。

また、直近の企業リスクとして、悪意のあるサイバー攻撃による企業情報の漏えいや、設計図の消失など、オンライン空間での企業活動への備えも必要な時代になりました。

PCを動かすためには電源の確保も必要で、自家発電施設も考えられます。

ただ、直近の報道では「エモテッド」と呼ばれる添付ファイルを開くと感染するウイルスによる攻撃が世界的に復活して来ているようです。

感染してしまった場合のPC復旧、被害の状況確認などには数百万円必要となるケースもあり、企業活動における新たな危険と言えます。



では、計画を作成する為にはどうすれば良いのか？

中小企業庁のホームページには、詳細や申請方法などが詳しく掲載されておりますが、ご多忙の経営層の皆様がこの申請や手続きを行うのもなかなか大変な事です。

そこで私たちの出番です！しかも無料で！（笑）

保険会社は災害などのリスクの当事者として膨大なデータと事例を持っており、その経験を生かし皆様の企業それぞれに応じた「事業継続力強化計画」作成のお手伝いをさせて頂く事ができます。

作成方法はどうであれ、事業継続力の強化はそのまま自社の経営に役立つ事になりますので、是非、機会を見て取得する事をおすすめします。

～事業継続力強化の実例として～

- ①強化計画で従業員を守ると掲げた事による定着率の向上
- ②設計図面などのバックアップを別の場所にする事により、遠隔地の同業者と生産協定締結
- ③生産設備の電源を水害に備えて高所へ移設。その後水害に遭ったが、早期の営業再開

本制度は現在のところ、取りきりで更新などが無いため煩わしさもなく、自社での有事の事業再開への手順書作りとなります。一度チャレンジしては如何でしょう

